

事故住宅の取扱基準

- 1 単身入居者の在宅中の自然死によりあき家となった住宅、又は事故（火災を含む。以下同じ。）、入居者の自殺若しくは他殺のあった住宅を事故住宅と定義する。
- 2 住宅営繕事務所及び指定管理者(社)神奈川県土地建物保全協会、(株)東急コミュニティー（以下「指定管理者」という。）は、事故住宅が発生した場合には、速やかに以下の処理を行う。
 - (1) 指定管理者サービスセンターは、警察、消防署、親族、連帯保証人等関係機関、関係者に連絡し、協力して現場確認を実施する。
 - (2) 指定管理者サービスセンターは、指定管理者を経由し、速やかに住宅営繕事務所に事故報告書（速報）を提出する。
 - (3) 住宅営繕事務所は、事故報告書（速報）を収受した場合、当該事故住宅について電算システム上に募集停止の手続きを行い、別記様式により庁内の周知を行う。
 - (4) 指定管理者サービスセンターは、親族、連帯保証人等から明渡届を徴するなど、明渡しの手続きを行う。
 - (5) 指定管理者サービスセンターは、室内の修繕、清掃等必要な事後処理を行う。
 - (6) 一連の処理が終了後、指定管理者は、住宅営繕事務所長あて正規の事故報告を行う。
- 3 事故住宅は、次に入居する者の精神的な不安や近隣の風評などを考慮し、冷却期間として事故等があった日から原則として約1年間募集を停止する。
- 4 前項の冷却期間が経過した後は、住宅営繕事務所において募集停止を解除した上で、当該事故住宅を「特別あき家」として人身事故等があったことを明示の上、常時募集において入居者を募集する。
- 5 事故住宅登録の取消しについては、次により行うこととする。
 - (1) 住宅営繕事務所は、承継手続きが完了したときは、事故住宅登録を取り消す。
 - (2) 住宅営繕事務所は、事故住宅の入居決定又は目的外使用許可をしたときは、事故住宅登録を取り消す。ただし、当該住宅に入居又は目的外使用がなされないときは、再度、事故住宅登録を行う。
 - (3) 住宅営繕事務所は、名義人が引き続き事故住宅に居住する場合は、事故住宅登録した年度の末日から5年が経過したときに、事故住宅登録を取り消す。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年12月27日から施行する。